

## 阿賀野市告示第166号

令和7年度阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月29日

阿賀野市長 加藤博幸

令和7年度阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和7年度阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（令和7年阿賀野市告示第147号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

第3条第1項第1号に規定する者は、調整給付金（不足額給付分）支給確認書（第3号様式）（以下「確認書」という。）又は調整給付金（不足額給付分）申請書（第4号様式）を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、確認書又は調整給付金（不足額給付分）申請書（第5号様式）を提出するものとする。

第6条第3項に次の1号を加える。

(5) 電子申請方式 提出者が確認書等を介さず、市電子申請システムにより申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

第6条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第5号により申請を行った者は、確認書等の提出は不要とする。

附 則

この告示は、令和7年7月29日から施行する。